鳥取市造林事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取市造林事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、自然的条件に適応し、適正な森林造成を計画的かつ効果的に促進するために必要な補助金を交付し、もって本市林業の振興を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第３条　本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、当該年度の鳥取県造林事業費補助金交付要綱（平成１４年８月２日付け森保第３３６号鳥取県農林水産部長通知）、鳥取県合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業費補助金交付要綱（平成２８年６月６日付け第２０１６０００２４６９５号鳥取県農林水産部長通知）又は早生樹モデル林造成事業費補助金交付要綱（令和元年７月２９日付け第２０１９００１０５２９５号鳥取県農林水産部長通知）の対象となる事業（以下「県補助対象事業」という。）のうち、別表第１欄に掲げる事業内容とする。

（補助対象事業者）

第４条　本補助金の交付の対象となる者は、別表第１欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第２欄に掲げる者とする。

（補助金の算定等）

第５条　本補助金は、別表第１欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第３欄に定める補助率を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)とし、予算の範囲内で交付する。

（交付申請の時期等）

第６条　本補助金の交付申請は、各年度の補助対象事業ごとに、当該年度の３月２０日までに行わなければならない。

２　規則第４条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号の書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

（着手届等を要しない場合）

第７条　本補助金の交付に関しては、規則第１０条第１項第３号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しないものとする。

２　本補助金に係る補助事業は、規則第１２条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に定める実績報告書の提出は要しないものとする。

（交付決定の時期等）
第８条　本補助金の交付の決定は、当該補助事業に係る規則第１８条の規定による検査が完了した後に行うものとする。

（雑則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成１３年４月１７日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１８年１１月２０日から施行し、平成１８年度事業から適用する。
附　則
この要綱は、平成２０年１０月１日から施行し、平成２０年度事業から適用する。
附　則
この要綱は、平成２１年７月２７日から施行し、平成２１年度事業から適用する。
なお、第６条については、平成２２年４月から適用する。
附　則
この要綱は、平成２１年１２月１０日から施行し、平成２１年度事業から適用する。
附　則
この要綱は、平成２２年７月１日から施行し、平成２２年度の補助事業から適用する。ただし第６条の規定は、平成２２年７月１日以降事業着手するものから適用し、平成２２年７月１日以前に着手したものについては速やかに申請するものとする。
附　則
この要綱は、平成２３年８月１日から施行し、平成２３年度の補助事業から適用する。
附　則
この要綱は、平成２４年５月１５日から施行し、平成２４年度の補助事業から適用する。
附　則
この要綱は、平成２５年６月２５日から施行し、平成２５年度の補助事業から適用する。
ただし、前年度の県補助対象事業については従前の例による。
附　則
この要綱は、平成３０年１月２９日から施行し、平成２９年度の補助事業から適用する。
ただし、前年度の県補助対象事業については従前の例による。
附　則
この要綱は、平成３０年４月２５日から施行し、平成３０年度の補助事業から適用す

る。

附　則

この要綱は、令和元年９月３日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年８月１７日から施行し、令和２年度の補助事業から適用する。

別表（第３条、第４条、第５条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">１欄</th><th>２欄</th><th>３欄</th><th>４欄</th><th>＜参考＞</th></tr>
<tr><th colspan="2">補助対象事業</th><th>補助対象事業者</th><th>補助率</th><th>備考</th><th>県補助金との合計補助率</th></tr>
<tr><td rowspan="6">一般造林</td><td rowspan="2">間伐</td><td rowspan="6">(1)森林所有者
(2)森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）
(3)森林経営計画の認定を受けた者
(4)特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者
(5)森林経営管理法（平成３０年法律第３５号）第３６条第２項の規定により都道府県が公表した民間事業者</td><td>（普通林）
事業費の１／１０</td><td rowspan="2">(1) 間伐率２０％以上のものを対象とする。
(2) 補助率は８．５／１０から県補助率を減じた率を上限とする。</td><td>８．５／１０</td></tr>
<tr><td>（保安林）
事業費の０．５／１０</td><td>８．５／１０</td></tr>
<tr><td>クヌギ等造林</td><td>事業費の１／１０</td><td>(1)クヌギ、コナラに限る。
(2)1.0ha 当たり 2,000 本以上植栽するものを対象とする。</td><td>１０／１０</td></tr>
<tr><td>竹林の林種転換</td><td>事業費の０．５／１０</td><td>補助率は９／１０から県補助率を減じた率を上限とする。</td><td>８．５／１０又は９／１０</td></tr>
<tr><td>センダン造林</td><td>事業費の１／１０</td><td>補助率は９．５／１０から県補助率を減じた率を上限とする。</td><td>９．５／１０</td></tr>
<tr><td>カラマツ造林</td><td>事業費の１／１０</td><td>補助率は９．５／１０から県補助率を減じた率を上限とする。</td><td>７．８／１０、９／１０又は９．５／１０</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保全松林緊急保護整備（松くい虫被害対策のため樹種転換を行うもの）</td><td>人工造林</td><td rowspan="2">(1)森林所有者
(2)森林組合等
(3)森林経営計画の認定を受けた者</td><td>事業費の２／１０</td><td>補助率は１０／１０から県補助率を減じた率を上限とする。</td><td>１０／１０</td></tr>
<tr><td>保育</td><td>事業費の１／１０</td><td></td><td>９／１０又は１０／１０</td></tr>
<tr><td>合板･製材･集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業</td><td>間伐</td><td>選定経営体（県が選定した「意欲と能力のある林業経営体」として育成を図る林業経営体）</td><td>事業費の８．５／１０</td><td>⑴間伐率２０％以上のものを対象とする。
⑵補助金算定にあっては、県造林事業費補助金で算定した標準経費を上限とし、事業費と比較しいずれか低い額に補助率を乗じて得た額から県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業費補助金を減じた額とする。</td><td>８．５／１０</td></tr>
<tr><td>早生樹モデル林造成事業</td><td>人工造林</td><td>選定経営体（県が選定した「意欲と能力のある林業経営体」として育成を図る林業経営体）</td><td>事業費の１／１０</td><td>コウヨウザンに限る。</td><td>１０／１０</td></tr>
</table>

様式第１号　（第６条関係）

年度造林事業報告書

１　事業の目的

２ 造林事業実績

区分	事業量	事業費 (A)+(B)+(C)	事業に要した経費 (A)+(B)+(C)	事業費の内訳			備考
				県費 （A）	市費 （B）	その他 （C）	
計							

３　事業完了年月日

４　添付書類

（１）造林内訳書

（２）その他必要資料（施行地位置図、施業図等）

（３）県造林事業等しゅん工検査調書、事業完了写真等

様式第２号　(第６条関係)

年度収支決算書

１　収支決算

（１）収入の部

区分	決算額	備考
計		

（２）支出の部

区分	決算額	備考
計		